

急傾斜地崩壊危険区域

神奈川県内の急傾斜地崩壊危険区域は、県のホームページで確認できます。

URL <https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

「神奈川県土砂災害情報ポータル」で検索または、右のQRコードを読み取ってアクセスできます。



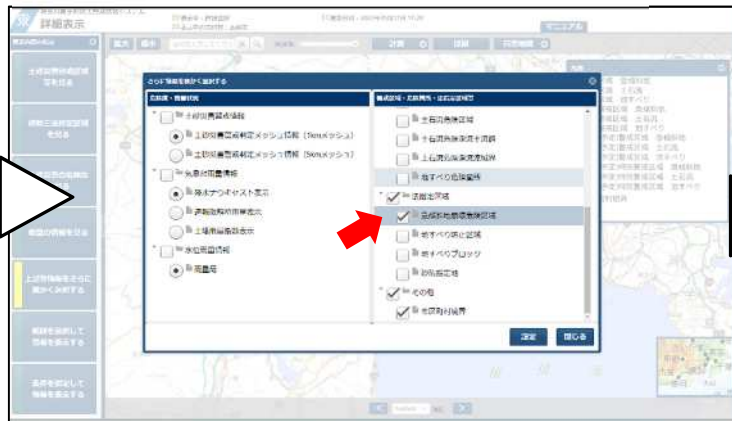
① 「土砂災害のおそれのある区域」を選択



② 「上記等情報をさらに細かく選択する」を選択



③ 「急傾斜地崩壊危険区域」にチェック



④ 地図を拡大すると区域が表示されます



「急傾斜地崩壊危険区域」と「土砂災害警戒区域」について

「急傾斜地崩壊危険区域」は、ハード対策（法枠工などの防災工事）を主な目的として指定されます。

「土砂災害警戒区域」は、ソフト対策（避難計画策定・ハザードマップ作成など）を主な目的として指定されます。

※急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない斜面でも、一定の基準を満たす場合、新たに区域を指定することにより県が法枠工などの対策工事を実施することができます。

急傾斜地崩壊危険区域の指定や防災工事の要望について

厚木市 市長室危機管理課
☎046-225-2190

愛川町 建設部道路課
☎046-285-2111

清川村 総務課
☎046-288-1212



急傾斜地崩壊対策工事の状況（急傾斜地崩壊危険区域 山際地区）令和4年2月撮影

土砂災害から生命と財産を守る取組み

斜面は土地所有者が保全するものですが、工事には、多額の費用と高度な技術力を必要とするため、人命保護の観点から、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定されました。この法律では、一定の基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊危険区域を指定して、土地所有者に代わり急傾斜地崩壊防止工事を行う事が可能となります。なお、神奈川県では、急傾斜地崩壊危険区域となる土地所有者等の皆様の要望と承諾のほか、必要な土地の無償貸借契約を締結することについて理解が得られた場合、土地所有者等に代わって急傾斜地崩壊対策の工事を行っています。

がけ（急傾斜地）の防災工事を行うには（条件と工事までの流れ）

急傾斜地崩壊対策工事を行うには 市町村の連絡先は、裏面参照

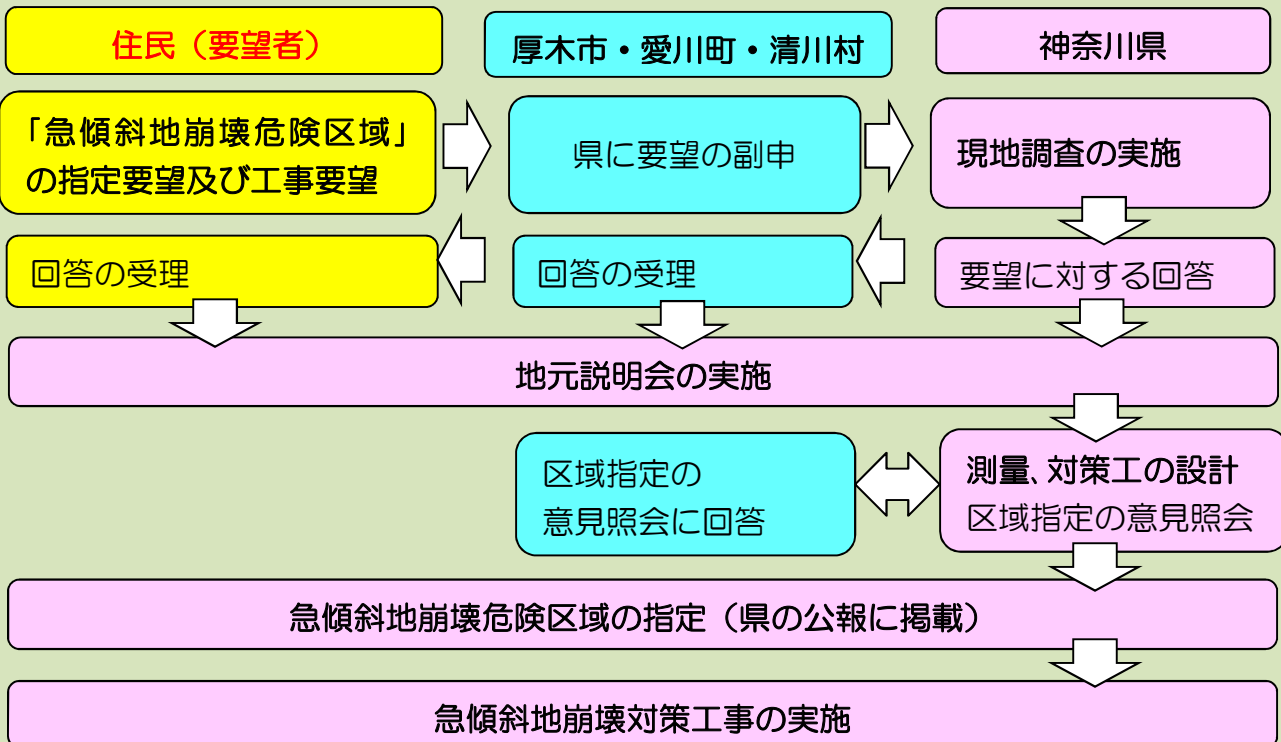
- ①市町村に連絡して頂き、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準*に適合するかご相談下さい。
- ②適合する場合は、急傾斜地崩壊危険区域の指定要望及び工事要望を市町村にご提出頂きます。

*急傾斜地崩壊危険区域の指定基準：斜面の角度が30度以上、高さ5m以上、保全人家5戸以上、5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがある場合。

急傾斜地崩壊対策工事の工事实施基準

- ① 自然斜面であること。
- ② 斜面の角度が30度以上、斜面高さが10m（※5m）以上であること。
- ③ 斜面の崩壊により危害が生じる恐れのある家が10戸（※5戸）以上密集していること。
- ④ 斜面の土地所有者の敷地境界が決まり、工事に必要な土地を無償で貸与すること。

※県単独費用による工事实施の基準



急傾斜地崩壊対策工事にあたっての皆様方へのお願い

- ① 工事の際は全面的な協力をお願いします。
(資材置き場や搬入路の土地使用、工事の騒音、工事車両の通行・一時的な駐車等)
- ② 工事に支障をきたす物件（物置等）は、所有者が取り除いてください。
- ③ 土地の無償使用に御協力下さい。
(工事完成後、施設設置範囲の無償貸借契約書を県と締結いたします。)

急傾斜地崩壊対策工事の施工例



アンカー付法砕工（山際地区）



待受式擁壁工（上三田地区）

※測量・地質調査等を行い、県が最適な工法を選定します。（工法選定は、県に一任していただきます。）

工事終了後のお願い

急傾斜地崩壊対策工事後について

- ① 施設設置後には、施設のみ県が維持管理を行います。定期的な点検や状況により補修工事が必要になりますので、作業スペース確保のため、工作物等を設置する場合は、施設から水平距離で1m以上の離隔をとって下さい。
- ② 木の管理・草刈り・側溝等の排水施設の清掃など日常の維持管理は、土地の所有者や地元の皆様が実施して下さい。
- ③ 工事で設置した排水施設は、その多くが宅内ますに接続しています。宅内ますの工事を行う場合は、必ず流末を確保して下さい。



急傾斜地崩壊防止施設

点検作業・補修工事ができません。



台風等で木が倒れて皆様に被害を及ぼす恐れがあります。



水があふれて皆様の家に浸水することもあります。